

令和 3 年 5 月 3 1 日成田市訓令第 2 号

成田市訓令で定める様式における押印の取扱いの特例に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、成田市訓令で定める様式で押印の定めがあるもの（以下「様式」という。）の押印の取扱いの特例を定めることにより、行政手続の簡素化を推進し、もって市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを目的とする。

(押印の取扱いの特例)

第 2 条 様式のうち市長が別に定めるものについては、様式の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。